

無線システム普及支援事業費等補助金により整備した中継局の雷撃に対する対策の設計が不適切など

2件 不当金額(支出) 3667万円

1 補助金の概要

無線システム普及支援事業費等補助金は、電波法等に基づき、ラジオ放送の難聴解消のために行われる中継局整備の円滑な実施を図ることなどを目的として、地上ラジオ放送用施設及び設備を整備するなどの事業を行う事業主体に対して、事業の実施に要する経費を国が補助するものである。

2 検査の結果

2事業主体において、整備した中継局の雷撃に対する対策の設計が適切でなかったため、雷撃を受けた際に損傷等により通信を確保できなくなるおそれがある状態になっていたり、整備した地上ラジオ放送用の通信鉄塔の補強工事の施工が適切でなかったため、所要の耐震性が確保されていなかったりしていた。したがって、国庫補助金相当額計3667万円が不当と認められる。

<事例>

山形県西置賜郡飯豊町は、ラジオ送信アンテナ用鉄柱(鉄柱)を築造し、送信アンテナ等を設置するとともに、送信機、受信機等から構成される電気通信設備を設置するなどして、中継局を整備した。

同町は、中継局の整備に当たり、鉄柱については、^(注1)雷撃に対する対策のために、雷電流を接地により地中で拡散させる避雷設備を設置することとし、電気通信設備については、接地設備を設置することとしていた。これらの設計に当たって、同町は、建築基準法、日本工業規格、電気通信設備工事共通仕様書(共通仕様書)等のそれぞれの最新のものに基づくことにしていた。そして、同町は、平成27年3月版の共通仕様書に基づいて中継局の設計を行っていた。

しかし、同町が中継局の設計等に係る設計監理業務委託契約を設計業者との間で締結したのは29年6月であり、同年4月1日以降に発注する設計、工事等に適用される共通仕様書の最新の版は29年3月版となっており、これによると、接地設備については、雷撃に対応するため、地中部分において、^(注2)避雷設備と導体で接続するなどして、^(注2)等電位化することとなっている。一方、27年3月版の共通仕様書には、等電位化についての規定はなかったため、同町は、設計図面等において鉄柱の避雷設備と電気通信設備の接地設備を接続することとしておらず、等電位化を行うこととしていなかった。そして、この設計図面等により施工していた。

したがって、本件補助事業で設置された電気通信設備等(事業費相当額2110万円)については、設計が適切でなかったため、鉄柱の避雷設備と電気通信設備の接地設備等との等電位化が行われておらず、整備した中継局が雷撃を受けた際に損傷等により通信を確保できなくなるおそれがある状態になっており、これに係る国庫補助金相当額1406万円が不当と認められる。

(注1) 雷撃 雲と大地間の大気が発生する落雷における1回の放電

(注2) 等電位化 導電性の設備等との間の電位を等しくすること。これを施すことにより、雷撃を受けた際等に導電性の設備等との間に生ずる電位差によって雷電流が設備等に流れ込むことによる設備等の損傷等を回避することができるとされている。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象 事業費	左に対する 国庫補助金 交付額	不当と認め る補助対象 事業費	不当と認め る国庫補助 金相当額	摘 要
総務本省	山形県西置 賜郡飯豊町	民放ラジオ難聴 解消支援	平成 29	円 3285万	円 2190万	円 2110万	円 1406万	設計不適切
同	福井放送株 式会社	同	28	1億5243万	7621万	4522万	2261万	施工不良
計	2事業主体			1億8528万	9811万	6632万	3667万	